

# 中国吹奏楽連盟規約

## 第1章 総規

### 第1条（名 称）

本連盟は、中国吹奏楽連盟と称する。

### 第2条（事務局）

本連盟の事務局は、理事長の指定するところにおく。

### 第3条（組 織）

本連盟は、鳥取、島根、岡山、広島、山口、各県吹奏楽連盟をもって組織する。

## 第2章 目的および事業

### 第4条（目 的）

本連盟は、一般社団法人全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に即して、地区の吹奏楽および管打楽器による音楽の普及向上に寄与することを目的とする。

### 第5条（事 業）

本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 吹奏楽コンクールの開催
- ② アンサンブルコンテストの開催
- ③ 小学校バンドフェスティバルの開催
- ④ マーチングコンテストの開催
- ⑤ 講習会・研究会等の開催
- ⑥ 吹奏楽曲創作の奨励および普及
- ⑦ 各県吹奏楽普及の事業の助成
- ⑧ その他、適当と認めた事業

## 第3章 役員および事務局

### 第6条（役 員）

本連盟に、次の役員をおく。

- ① 理 事 長 1名
- ② 副理事長 2名
- ③ 常任理事 5名（各県1名）
- ④ 理 事 5名（各県1名）
- ⑤ 監 事 2名

### 第7条（役員を選任）

理事長・副理事長は理事会で選任する。

ただし副理事長については、全日本吹奏楽コンクール中国大会開催担当県・次期担当県の理事長があたる。

- 2 常任理事は各県理事長がこれにあたる。
- 3 理事は各県の総会で承認された者とする。
- 4 監事は、総会で選任する。

#### **第8条（役員の仕事）**

理事長は連盟の業務を総理し、この連盟を代表する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代理する。
- 3 理事は理事会を組織し、連盟の運営を審議し執行する。
- 4 常任理事は理事会の決議による会務を遂行する。
- 5 監事は事業の運営ならびに会計を監査する。

#### **第9条（役員の仕事）**

役員の仕事は2年とし再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

#### **第10条（事務局）**

この連盟の事務を処理するため事務局をおく。

- 2 事務局には事務局長1名、その他の職員をおくことができる。
- 3 職員は有給とすることができる。

### **第4章 名誉会長・顧問および参加**

#### **第11条（名誉会長）**

本連盟に名誉会長をおくことができる。

#### **第12条（顧問および参加）**

本連盟に顧問および参加をおくことができる。

- 2 顧問および参加は理事会においてこれを推挙し理事長が委嘱する。
- 3 顧問および参加は理事会または理事長の諮問機関とする。

### **第5章 会議**

#### **第13条（会議の種類）**

会議は、総会・理事会・常任理事会とする。

#### **第14条（総会の招集）**

総会は常任理事・理事・監事・各県事務局長・代議員をもって組織し、毎年1回会計年度終了2ヶ月以内に理事長が招集する。

- 2 代議員は各県吹奏楽連盟より3名以内選出する。
- 3 理事は代議員を兼ねない。
- 4 総会の議長は常任理事の互選による。

#### **第15条（理事会の招集）**

理事会は常任理事・理事・各県事務局長をもって組織し、理事長がこれを招集する。

- 2 理事会は定例会の他、理事長が必要と認めた時および常任理事・理事総数の3分の1以上から請求された時は招集する。

#### **第16条（常任理事会の招集）**

常任理事会は常任理事をもって組織し、随時理事長がこれを招集し理事会に課せられた業務を遂行する。

### 第17条（会議の定足数）

総会・および理事会・常任理事会は、その構成員の半数以上の出席者をもって成立する。  
ただし委任状によってあらかじめ意志を表明したものは出席者とみなす。

- 2 会議の議決は過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

### 第18条（総会に付議すべき事項）

- ① 事業報告および計画
- ② 予算および決算
- ③ 理事長・監事の承認
- ④ 規約の変更
- ⑤ その他特に重要な事項

### 第19条（理事会に付議すべき事項）

- ① 事業遂行に関すること
- ② 会計の運用に関すること
- ③ 役員・名誉会長・顧問および参与など掲載に関すること
- ④ 規約の細則に関すること
- ⑤ 社団法人全日本吹奏楽連盟およびその他の文化団体との連絡に関すること
- ⑥ その他特に重要な事項

### 第20条（常任理事会に付議すべき事項）

- ① 事業計画・運営について
- ② 会計の実施
- ③ その他必要な事項

## 第6章 県吹奏楽連盟

### 第21条（県連盟）

県吹奏楽連盟は、一般社団法人全日本吹奏楽連盟の会員となり、中国吹奏楽連盟に所属する。

第22条 中国吹奏楽連盟に加盟する県吹奏楽連盟は毎年1回それぞれに総会を開き、その決定にもとづく下記の書類を、4月末日までに全日本吹奏楽連盟・中国吹奏楽連盟へ提出しなければならない。

- ① 加盟団体名簿および事務局所在地
- ② 役員組織一覧表
- ③ 事業計画および予算
- ④ 前年度の事業報告および会計報告

第23条 各県吹奏楽連盟は、毎年6月末までに、その年度の全国会費（加盟団体数×500円）および本連盟の負担金（加盟団体数×650円+10,000円）を納入する。その年度の調査数による。

## 第7章 会計

### 第24条（経費の支弁）

本連盟の経費は負担金・奨励金・寄付金その他の収入をもってこれを支弁する。

### 第25条（会計年度）

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

## 第8章 付 則

### 第26条 (細 則)

本規約の施行に必要な細則は別に理事長が定める。

### 第27条 (規約の変更)

本規約の変更は総会の3分の2以上の賛同を必要とする。

### 第28条 本規約は昭和48年10月6日より施行する。

平成 2年 5月12日 一部改正      平成 4年 5月 9日 一部改正

平成 5年 5月 7日 一部改正      平成13年 2月24日 一部改正

平成15年 5月 9日 一部改正      平成16年 5月14日 一部改正

平成17年 2月 5日 一部改正      平成27年10月 2日 一部改正